

**(別紙 1 1)**

**教育改善委員会内規**

(設置)

第 1 条 九州大学農学部生物資源生産科学コース生物生産環境工学分野の九州大学農業土木プログラムに、教育改善委員会を設置する。

(任務)

第 2 条 授業などの教育活動に対する学生の意見聴取を通じて、教育改善を行う。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員長 1 名と若干名（教員と学生）をもって組織する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、原則として 1 年とし再任を妨げない。

(規則の改正)

第 5 条 この規則の改正は、「分野を考える会」の議を経なければならない。

付 則

この規則は平成 17 年 6 月 30 日より施行する。

この規則は平成 19 年 2 月 20 日から改正施行する。

この規則は平成 19 年 4 月 1 日から改正施行する。

この規則は平成 23 年 4 月 1 日から改正施行する。